

## 解答と解説

## 【第1問】

番号	問1	問2	問3
正解	2	3	3
配点	4点	3点	3点

## ＜問1＞ 正解 2

2)が正しい。

老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を支払った場合に満額の年金額がもらえるしくみで、未納期間等がある場合には、その分年金額が減額される。基本的な計算式は、下記の通りである。

$$\text{満額の老齢基礎年金（注1）} \times \frac{\text{保険料納付済月数（注2）}}{480 \text{ 月}}$$

（注1）平成28年度価額では780,100円。なお、29年度価額は779,300円。

（注2）国民年金の保険料納付済期間、厚生年金保険の被保険者期間・共済組合の加入期間（ただし、20歳以上60歳未満の期間）の合計。

また、保険料免除期間がある場合、次の期間が分子に加算される。

- ・平成21年3月以前：全額免除月数×1/3+3/4 免除月数×1/2+半額免除月数×2/3+1/4 免除月数×5/6
- ・平成21年4月以降：全額免除月数×1/2+3/4 免除月数×5/8+半額免除月数×3/4+1/4 免除月数×7/8

Aさんの場合、老齢基礎年金額を計算するうえでの保険料納付済月数は、20歳以後の厚生年金保険被保険者期間（20歳誕生月＝昭和54年12月～平成元年11月）120月＋国民年金保険料納付済期間294月＋国民年金保険料納付予定期間30月＝444月で、平成21年3月以前に保険料全額免除期間が36月ある。

したがって、65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額（平成28年度価額）は、次のようになる。

$$780,100 \text{ 円} \times \frac{444 \text{ 月} + 36 \text{ 月} \times 1/3}{480 \text{ 月}} = 741,095 \text{ 円}$$

（注）簡便な考え方としては、20歳～60歳までの40年間（480月）に保険料の未納期間はなく、平成21年3月以前の全額免除期間36月以外の480月－36月＝444月は保険料納付期間として計算する。

18歳で就職してから20歳になるまでの厚生年金保険被保険者期間(20月)は、老齢基礎年金の年金額には反映しない。ただし、老齢厚生年金の年金額には反映する。

### <問2> 正解 3

1) 不適切。厚生年金保険の被保険者期間が240月(20年)以上ある人が、(昭和24年4月2日以後生まれの男性の場合)老齢基礎年金を受給する65歳に達した時点で、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合、老齢厚生年金に加給年金額が加算される。

Aさんの場合、厚生年金保険の被保険者期間が140月なので、加給年金額は支給されない。

2) 不適切。老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あれば、65歳から支給を受けることができる。ただし、男性の場合、昭和36年4月1日以前生まれの人で、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人は、生年月日等に応じて65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。

特別支給の老齢厚生年金の支給内容や支給開始年齢は、生年月日に応じて異なるが、男性は昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれは60歳から報酬比例部分のみの支給、昭和28年4月2日以後生まれは3年ごとに1歳ずつ支給開始年齢が引き上げられる、などのポイントを覚えておきたい。Aさんは、昭和34年12月19日生まれなので「64歳」から、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)を受給できる。

なお、女性の場合、この特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げは5年遅れで実施されている。

3) 適切。老齢基礎年金は、原則65歳から支給されるが、60歳から65歳に達するまでの間に繰上げ支給を請求することができる。繰上げ支給の場合、年金額は繰り上げた月数に応じて1ヵ月当たり0.5%減額される。

### <問3> 正解 3

3)の語句の組み合わせが適切。

①小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度で、毎月の掛金は、1,000円から「70,000」円の範囲内で、500円刻みで選択することができる。

②小規模企業共済の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除として「所得控除」の対象となる。

③共済金(死亡事由以外)の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があるが、個人事業主が廃業した場合に受け取る『一括受取り』の共

済金は、「退職」所得として扱われる。退職所得の場合、勤続年数 20 年まで 1 年間あたり 40 万円、勤続年数 21 年からは 1 年あたり 70 万円が控除され、控除後の金額の 2 分の 1 に対して、所得税・住民税が課税される。

なお、分割受取りの場合は、雑所得（公的年金等控除の適用あり）の扱いとなる。

【第 2 問】

番号	問 4	問 5	問 6
正解	3	3	2
配点	3 点	3 点	4 点

<問 4> 正解 3

3)の語句の組み合わせが適切。

- ①ジュニア N I S A は、ジュニア N I S A 口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等の配当金等や譲渡益等が非課税となる制度で、未成年者が口座開設者となり、原則として、その親権者等が未成年者を代理して運用管理等を行う。ジュニア N I S A 口座に受け入れることができる上場株式等の新規投資による受入限度額（非課税枠）は年間「80 万円」である。
- ②ジュニア N I S A の非課税期間は最長で「5 年間」である。
- ③ジュニア N I S A 口座に受け入れた上場株式等の配当金等や譲渡代金は、原則として、口座開設者が 3 月 31 日時点で「18 歳」である年の前年の 12 月 31 日まで、ジュニア N I S A に係る口座外に払い出すことはできない。

<NISA とジュニア NISA の概要> (2017 年の場合)

	NISA	ジュニア NISA
対象者	その年の 1 月 1 日において 20 歳以上の居住者等	その年の 1 月 1 日において 20 歳未満の居住者等
年間の非課税投資枠	120 万円	80 万円
口座開設数	1 年ごとに 1 人 1 口座 (1 年ごとに変更可)	全期間を通じて 1 人 1 口座 (変更不可)
非課税対象	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場 REIT などの配当金等や譲渡益	
非課税期間	投資した年から 5 年間（ロールオーバーは可能）	
運用管理	本人	原則として親権者等が代理運用
払出し	自由	原則、3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで払出し不可

<問 5> 正解 3

- 1) 不適切。輸出を拡大している企業の場合、円高の進行は、円ベースの価格を変更せずに輸出した場合には輸出品の海外での価格が高くなるので国際競争力が低下するし、外貨ベースの価格を変更せずに輸出した場合には円ベースの販売額が減少するので、一般に株価にとって悪材料となる。
- 2) 不適切。配当金の額は決算期ごとに業績等によって変動し、株主総会や取締役会で決定される。会社の定款で定められ、決算期ごとに同額が支払われることはない。
- 3) 適切。株式投資においては、株価の変動により損失を被る可能性がある。株式を購入する場合、その会社の業績だけでなく、その製品の市場動向についても着目することが重要である。

<問 6> 正解 2

X社株式の各種投資指標は、次のようになるので、2)が不適切。

投資指標	算式	X社株式の場合
PER	株価÷1株当たり純利益	1株当たり純利益：30億円÷2,000万株=150円 PER：3,000円÷150円=20倍
PBR	株価÷1株当たり純資産	1株当たり純資産：400億円÷2,000万株=2,000円 PBR：3,000円÷2,000円=1.5倍
配当利回り	1株当たり配当金÷株価×100	1株当たり配当金：12億円÷2,000万株=60円 60円÷3,000円×100=2%

【第3問】

番号	問7	問8	問9
正解	2	2	1
配点	3点	3点	4点

<問 7> 正解 2

2)の語句の組み合わせが適切。

- i) 「不動産所得」または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、その取引の内容を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合、青色申告特別控除として最高「65万円」を所得金額から控除することができる。
- ii) 青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額

(純損失の金額)が生じた場合、その損失の金額を翌年以後「3年間」にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

<問8> 正解 2

- 1) 不適切。配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下（給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）の場合に適用を受けることができるが、青色事業専従者給与の支払を受けている場合には、その給与の多寡に関係なく、配偶者控除の適用を受けることができない。
- 2) 適切。扶養控除の対象となるのは、①納税者と生計を一にしている親族（配偶者を除く）、②16 歳以上、③合計所得金額が 38 万円以下などの要件を満たした場合で、控除額は年齢等に応じて、次のようになっている。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満）		38 万円
特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）		63 万円
老人扶養親族（70 歳以上）	同居老親等以外の者	48 万円
	同居老親等（注）	58 万円

（注）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいう。

長男Cさんは、21 歳で収入がないので、特定扶養親族に該当し、控除額は 63 万円である。

- 3) 不適切。長女Dさん（14 歳）は、16 歳未満なので、扶養控除の適用を受けることができない。

<問9> 正解 1

1)が正しい。

・事業所得の金額：750 万円（青色申告特別控除後の金額）

・一時所得の金額：

解約返戻金      一時払保険料      特別控除

450 万円    -    360 万円    -    50 万円    =40 万円

・総所得金額：750 万円+40 万円×1/2=770 万円

【第4問】

番号	問 10	問 11	問 12
正解	1	1	2
配点	3 点	3 点	4 点

<問 10> 正解 1

- 1) 適切。いったん締結した契約を後で解除することができる手付を解約手付というが、相手方が履行に着手する前までは、買主（手付金を支払った者）は手付金を放棄することで（手付流し）、売主（手付金を受け取った者）は手付金の2倍の額を返却すれば（倍返し）、契約を解除することができる。設問の場合、Aさん（売主）はCさん（買主）が契約の履行に着手するまでは、手付金の倍額を償還することで契約を解除することができる。
- 2) 不適切。土地・家屋の固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在で所有者として固定資産課税台帳に登録されている者である。なお、実務上は、売買契約により、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を所有期間で按分して精算するのが一般的である。
- 3) 不適切。売買に伴って所有権移転登記をする際に課される登録免許税の課税標準となる不動産の価額は、固定資産税評価額である。

<問 11> 正解 1

1)の語句の組み合わせが適切。

不動産登記記録は、表題部と権利部に分かれており、権利部はさらに甲区および乙区に分かれている。

表題部の土地の表示には、所在・地番・地目・「地積」等が、区分建物ではない建物の表示には、所在・「家屋番号」・構造・床面積等が記載されている。

一方、権利部の甲区には「所有権」に関する登記事項が記載されており、乙区には「所有権」以外の権利に関する登記事項が記載されている。

<問 12> 正解 2

2)が適切。

不動産の譲渡所得については、次のようにして税額を計算する。

・課税譲渡所得の金額の計算

譲渡価額－（取得費<sup>(注1)</sup>＋譲渡費用）－特別控除<sup>(注2)</sup>＝課税譲渡所得の金額

（注1）取得費が不明のときなどは、「譲渡価額×5%」を取得費（概算取得費）とすることができる。

（注2）居住用財産を譲渡した場合、一定の要件を満たせば、所有期間の長短にかかわらず、特別控除として3,000万円を差し引くことができる。

・税額の計算

課税譲渡所得の金額×税率＝税額

<税率>

		所得税 <sup>(注4)</sup>	住民税
短期譲渡 <sup>(注3)</sup>	—	30%	9%
長期譲渡 <sup>(注3)</sup>	—	15%	5%
10年超所有の居住用財産の譲渡	6,000万円以下の部分	10%	4%
	6,000万円超の部分	15%	5%

(注3) 譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年以下なら短期譲渡、5年超なら長期譲渡。

(注4) 復興特税所得税2.1%が追加徴収される。

\* 設問の場合は、課税譲渡所得の金額を求める問題なので、次のようになる。

$$\begin{array}{cccc} \text{譲渡価額} & \text{概算取得費(注)} & \text{譲渡費用} & \text{特別控除} \\ 4,500 \text{万円} & - (225 \text{万円} & + 150 \text{万円}) & - 3,000 \text{万円} = 1,125 \text{万円} \end{array}$$

(注) 概算取得費：4,500万円×5%=225万円

【第5問】

番号	問13	問14	問15
正解	2	1	1
配点	3点	3点	4点

<問13> 正解 2

2)の語句の組み合わせが適切。

- i) 相続税の基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算される。設例の場合、法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人であるので、Aさんの遺産に係る基礎控除額は、3,000万円+600万円×3人=「4,800万円」である
- ii) Aさんが平成29年分の所得税の確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から「4ヵ月」以内に、所得税の準確定申告書を提出しなければならない。
- iii) 相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から「10ヵ月」以内に、提出しなければならない。

<問14> 正解 1

- 1) 適切。相続で財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与(暦年贈与)された財産の価額は相続税の課税価格に加算されるが、贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額は、この3年以内の生前贈与加算の対象にはならない。したがって、妻BさんがAさんから贈与を受けた財産については、贈与時の価額から贈与税の配偶者控除の適

用を受けた金額（特定贈与財産の額）を控除した価額によって、Aさんの相続に係る相続税の課税価格に加算する。

- 2) 不適切。長男CさんがAさんから現金200万円の贈与を受けたのは平成25年10月で、相続開始は平成29年3月なので、この贈与は3年以内の生前贈与加算の対象にはならない。
- 3) 不適切。相続時精算課税制度の適用を受けて贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されるが、その価額は、相続開始時の価額ではなく、贈与時の価額である。

<参考：相続時精算課税制度における税額計算>

①贈与税額の計算

贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（累計で2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて計算する。

②相続税額の計算

相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出する。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる。

<問15> 正解 1

相続税の計算において、「相続税の総額」までは、誰がどのように相続したかにかかわらず、法定相続分通りに相続したものとみなして次の順序で計算する。

・課税価格の合計額

本問では、金額を明らかにしていないが、課税遺産総額（課税価格の合計額－基礎控除額）2億1,000万円が明記されており、下記の基礎控除額から逆算すると、2億5,800万円となる。

・遺産に係る基礎控除額

問13より、4,800万円である。

・課税遺産総額

2億5,800万円－4,800万円＝2億1,000万円（この金額が設問上の前提条件として記載されている）

・相続税の総額

妻Bさんの相続税の総額の基となる税額

$$2億1,000万円 \times 1/2 = 1億500万円$$

$$1億500万円 \times 40\% - 1,700万円 = 2,500万円$$

長男Cさんの相続税の総額の基となる税額

$$2億1,000万円 \times 1/2 \times 1/2 = 5,250万円$$

$$5,250万円 \times 30\% - 700万円 = 875万円$$

長女Dさんの相続税の総額の基となる税額

長男Cさんと同じ=875万円

相続税の総額

$2,500 \text{万円} + 875 \text{万円} \times 2 \text{人} = 4,250 \text{万円}$